

市議会定例会提出議案（藤沢市文化財保護条例の一部改正）に同意すること
について

次のとおり藤沢市文化財保護条例の一部改正について市長から意見を求められた
ので、本教育委員会は、原案に同意する。

2005年（平成17年）2月4日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の
規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められた
ことによる。

参 考

地方行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市文化財保護条例の一部改正について
藤沢市文化財保護条例の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)2月18日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市文化財保護条例の一部を改正する条例

藤沢市文化財保護条例(昭和35年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財でこの市の区域内に存するもののうち、この市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の発展に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項各号に掲げるものをいう。

第3条第1項を次のように改める。

教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

第3条第2項中「または」を「又は」に、「あたっている」を「当たっている」

に改め、同条第3項中「指定書」を「指定書」に改める。

第4条中「指定重要文化財または指定史跡名勝天然記念物」を「藤沢市指定重要文化財、藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物」に改める。

第5条中「新たに」を「新たに」に、「ものが、すみやかに」を「ものは、速やかに」に改める。

第6条中「または」を「又は」に、「市外」を「この市の区域外」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第7条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項を削る。

第9条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「あたる」を「当たる」に、「けい帯し」を「携帯し」に、「呈示」を「提示」に改める。

第10条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条第1項中「のべる」を「述べる」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第12条を削る。

第13条中「必要な事項は」を「必要な事項は、」に改め、同条を第12条とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、文化財保護法の一部が改正されたことに伴い、同法の規定を引用している部分を改めるとともに、規定の整備をする必要による。

藤沢市文化財保護条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">藤沢市文化財保護条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年7月1日 条例第9号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財でこの市の区域内に存するもののうち、この市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の発展に貢献することを目的とする。</u></p> <p>(文化財の定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において「文化財」とは、法第2条第1項各号に掲げるものをいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">藤沢市文化財保護条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年7月1日 条例第9号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第98条第2項の規定に基づき、法及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年4月神奈川県条例第13号)の規定による指定を受けていない文化財で、この市に所在するもののうち、重要なものについて保存かつ活用を図り、市民の文化的向上に資するとともに郷土文化の発展に貢献するため、その保護の方法等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(文化財の定義)</p> <p>第2条 この条例において文化財とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いもの及び考古資料をいう。 (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で、歴史上または芸術上の価値の高いものをいう。 (3) 史跡名勝天然記念物 貝塚、古墳都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上または学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、海浜その他の名勝地で芸術上または観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で学術

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

(所有者等の管理義務)

第4条 前条の規定により指定を受けた藤沢市指定重要文化財、藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物(以下「指定重要文化財等」という。)の所有者等は、教育委員会の指示に従い、その指定重要文化財等を管理しなければならない。

(所有者の変更の届出)

第5条 指定重要文化財等の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となつたものは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の承認)

第6条 指定重要文化財等の現状を変更しようとするとき、又は一時的にこの市の区域外に持ち出そうとするとき、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし

上価値の高いものをいう。

(文化財の指定)

第3条 藤沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内に所在する文化財のうち、有形文化財及び無形文化財を藤沢市指定重要文化財(以下「指定重要文化財」という。)に、史跡名勝天然記念物を藤沢市指定史跡名勝天然記念物(以下「指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者または保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ指定書を交付しなければならない。

(所有者等の管理義務)

第4条 前条の規定により指定を受けた指定重要文化財または指定史跡名勝天然記念物(以下「指定重要文化財等」という。)の所有者等は、教育委員会の指示に従い、その指定重要文化財等を管理しなければならない。

(所有者の変更の届出)

第5条 指定重要文化財等の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となつたものが、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の承認)

第6条 指定重要文化財等の現状を変更しようとするとき、または一時的に市外に持ち出そうとするとき、もしくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする

ようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(滅失、損傷等の届出)

第7条 指定重要文化財等の全部又は一部が滅失、き損若しくはその所在を変更したときは、所有者等は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(管理費の補助)

第8条 指定重要文化財等の管理上、多額の経費を要する場合又は教育委員会が特に必要と認めた場合には、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(現状等の報告及び調査)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定重要文化財等の現状につき、所有者等に対し報告を求め、又は教育委員会の指定した者に立入調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする場合は、あらかじめ当該所有者等の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により調査に当たる者は、身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合は提示しなければならない。

(文化財指定の解除)

第10条 教育委員会は、指定重要文化財等がその価値を失つた場合その他特別の理由により指定の必要がなくなつた場合は、指定を解除しなければならない。

るときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(滅失、損傷等の届出)

第7条 指定重要文化財等の全部または一部が滅失、き損もしくはその所在を変更したときは、所有者等は、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

(管理費の補助)

第8条 指定重要文化財等の管理上、多額の経費を要する場合または教育委員会が特に必要と認めた場合には、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の補助金の交付につき、条件を付けることができる。この場合、条件を履行しなかつたときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。 (削除)

(現状等の報告及び調査)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定重要文化財等の現状につき、所有者等に対し報告を求め、または教育委員会の指定した者に立入調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする場合は、あらかじめ当該所有者等の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により調査にあたる者は、身分を示す証票をけい帯し、関係人の請求があつた場合は呈示しなければならない。

(文化財指定の解除)

第10条 教育委員会は、指定重要文化財等がその価値を失つた場合その他特別の理由により指定の必要がなくなつた場合は、指定を解除しなければならない。

2 前項の規定により指定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。

3 所有者等は、前項の通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(文化財保護委員会の設置等)

第11条 文化財の保存及び活用に関し、教育員会の諮問に応じ、意見を述べるため、藤沢市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は6人とし、文化財について専門の学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

2 前項の規定により指定の解除をしたときは、その旨を告示し、所有者等に通知しなければならない。

3 所有者等は、前項の通知を受けたときは、すみやかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(文化財保護委員会の設置等)

第11条 文化財の保存及び活用に関し、教育員会の諮問に応じ、意見をのべるため、藤沢市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は6人とし、文化財について専門の学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第12条 委員の報酬等は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年9月藤沢市条例第36号)の定めるところによる。(削除)

(委任)

第13条 この条例の施行について、必要な事項は教育委員会が定める。